

## 新型コロナウイルス感染症の影響による収入額の減少に係る文化財補助金の補助率について

〔 令和 3 年 4 月 1 日  
文化庁長官裁定 〕

重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災、公開活用事業費国庫補助要項（昭和54年5月1日文化庁長官裁定）、登録有形文化財建造物修理等事業費国庫補助要項（平成9年7月11日文化庁長官裁定）、天然記念物再生事業費国庫補助要項（平成16年4月1日文化庁長官裁定）、歴史生き活き！史跡等総合活用整備事業費国庫補助要項（平成27年4月1日文化庁長官決定）、重要有形民俗文化財修理・防災事業費国庫補助要項（昭和54年5月1日文化庁長官裁定）、民俗文化財伝承・活用等事業費国庫補助要項（平成11年4月1日文化庁長官裁定）、重要文化財等防災施設整備事業費国庫補助要項（令和元年12月13日文化庁長官裁定）において、別に定めるものとしている新型コロナウイルス感染症の影響により収入額が減少した場合の補助率は、下記のとおりとする。

### 記

以下の①もしくは②のいずれか有利な方を採用する。

- ①補助事業者が地方公共団体以外の者で、令和2年1月から令和3年12月までの間に、新型コロナウイルス感染症の影響により、補助事業者の令和元年同月比の収入額より50%以上減少した月が存在した場合、原則、事業を当初計画通り実行しようとする者について、特に必要と認められる場合の補助率は、標記要項に基づき算出した補助率に10%を加算した率とする。
- ②補助事業を実施する日の属する会計年度の前年度の決算（暫定作成含む）による3か年平均収入を算定できる場合、かつ、特に必要と認められる場合、当該3か年平均収入により算定した補助率とする。但し、決算を暫定で作成した場合は、決算が確定した段階で再度3か年平均収入を算定しなおし、額の確定時に反映させる。

特に必要と認められる場合とは、令和3年度に工事を行う事業のうち、以下のいずれかに該当することを要件とする。

- (1) 令和2年度より継続して工事を行う事業
  - (2) 令和3年度より新たに工事を着工予定の事業のうち、劣化が著しく、来年度の着工を待つことができない事業
  - (3) 令和元年9月2日付け元文庁第793号による依頼に基づく実地調査等（以下「実態調査等」という。）により整備等が必要と判明した世界遺産、国宝（建造物）又は重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火施設・設備の設置工事等として行われる事業
- ただし、補助対象経費の85%を上限とする。